

第 1 回建築基準法の見直しに関する検討会 意見等の概要

日時：平成 22 年 3 月 8 日（月）18:00～20:00

場所：国土交通省 1 1 階特別会議室

※意見発表順

○尾島委員（（社）日本設備設計事務所協会 会長）

- ・近年、建築物に省エネルギー性、環境性が求められる等により、設備設計者が活躍する場が拡大しているが、建築基準法等の制度がそれに対応できていないと感じる。
- ・設備設計の専門家が育っていない一方で設備設計の内容は非常に難しくなっているという課題を抱えている。

○岩田委員（大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課長）

- ・建築基準法は、改正のたびにパッチワークのように複雑になっており、全てを審査するのは、大変な苦勞と時間がかかることである。そのため、確認の時点で全部設計を決めるのではなく、検査の方にシフトすることも考えられる。
- ・大臣認定プログラムの考え方を柔軟にしてほしい。大臣認定プログラムによる審査は、それ以外のプログラムによる審査と比して、時間的にはあまり変わらないというのが実態である。

○久保委員（東京大学 工学系大学院研究科建築学専攻 教授）

- ・計画変更に係る法適合の判断は、行政がすべきと考える。
- ・設計者が最終図書をきちんと残しているかについて疑念がある。変更を重ねた図書が、見にくい状態になっている。設計者がわかりやすい設計図書をつくるための制度をつくるか、又は教育体制を整えるべき。一方、審査側は、見やすい設計図書であれば、審査を絞ってチェックを行うような形を検討すべき。

○鈴木委員（立命館大学 立命館グローバル・イノベーション研究機構 教授）

- ・伝統工法の建築物は、限界耐力計算により設計しており、小規模な木造住宅でも適判対象となり、確認申請等でトラブルが生じている。
- ・地場の土、木材、石等の材料については、建築基準法に明確に規定されておらず、使いづらい状況となっている。

○細澤委員（（社）建築業協会 生産委員会 設計部会 構造分科会委員）

- ・建築物の建設には、2 年、3 年程度かかり、その間に、施主の要求や技術の進化による計画変更があるが、現状の建築確認においては、変更申請等が手間となっている。計画変更をしやすくしてもらいたい。

○木原委員（（社）日本建築構造技術者協会 会長）

- ・耐震偽装を受けて実施した、建築基準の明確化・適判機関による審査の導入・構造設計一級建築士による法適合確認の導入による相乗効果により、構造に係る安全・安心というのは格段に前進している。
- ・適判機関による審査と、構造設計一級建築士による法適合確認は、重複している部分があり、適判機関による審査のあり方について審議したいと考えている。

○秋山委員（（社）住宅生産団体連合会 建築規制合理化委員会 副委員長）

- ・住団連において、適判の対象を見直すべき、鉄骨造やコンクリート造等の住宅の増改築についても簡易な審査で行えるようにすべき、高層建築物と3、4階程度の住宅に同じ法律を適用することに無理がある、といった意見がある。
- ・小規模な建築物は確認申請、大規模な建築物は許可申請で行い、小規模な建築物においては、審査期間を7日程度とし、大規模な建築物においては、審査期間を35日程度とすることを検討すべき。
- ・厳罰化を杓子定規で行うと、確認申請等を硬直化させる可能性がある。過失に対して必要なのは、厳罰ではなく、業務停止や教育であり、厳罰は、違反を繰り返した行為に対して行うべき。

○重田委員（全国建設労働組合総連合 東京都連合会 東京土建一般労働組合渋谷支部 住まいと建築の設計者連絡会会長）

- ・全建総連において、構造設計一級建築士の関与が必要な建築物において適判を行うのは大きな負担になる、計画変更手続きの煩雑さにより建築主とのコミュニケーションが取りにくくなっている、といった意見がある。
- ・住宅については、その他の建築物とは違いがあり、住宅版建築基準法というのをつくるべきでは、との意見もある。

○三栖委員（（社）日本建築士事務所協会連合会 会長）

- ・建築物は、一品生産であり、各々の建築物において敷地・クライアントが異なること、社会は常に動いていることから、計画変更は設計中も工事中も常に起こりうる。
- ・確認審査を二重・三重とすることで、責任の所在があいまいになり、「審査を通ればいい」という風潮になることを危惧している。
- ・適判を避けるためルート1で無理に設計している事務所が多く、消費者にとって使いづらい建物になっていることがある。
- ・設計者が責任を持てるような枠組みを構築し、信頼される設計者に設計をさせる方向が正しいと考えている。国、地公共、事業者、消費者、発注者等が役割分担して責任を持つようにしないと、建築文化は衰退してしまう。

○桑原委員（建築基準法再改正を実現する会代表）

- ・制定から60年経ち、建築基準法は使いものにならないということを明確にすべきではないか。また、先般の法改正は、悪法をつくったと理解しており、一

部のいいことだけを論ずるべきではない。

- ・建築士の権限と責任、行政が確認申請と検査という形で関わる権限と責任、建築士と行政のどちらがどのような責任を取るのか、について明確にしないと、建築基準法の改正は進まないと考えている。
- ・建築物はユーザーである注文者のものであるため、その人のために役立つ法律をつくることが前提でなければならないと考えており、本日問題提起の3点以外についても、継続して審議していくことが必要と考えている。

○来海委員（(株) プランテック総合計画事務所 代表取締役所長）

- ・今回の法改正によって、経済的に被害を受けたのは、クライアントである。審査期間が延びること自体が、プロジェクト実施の判断基準、経営の大きな判断に影響を与えている。この検討会では、国民目線でどうあるべきかという議論をすべきと考えている。
- ・クライアントが求めているのは、建築基準法において、設計者、発注者、審査者、施工者の権限と責務を決めることである。一定の免許を持っている設計事務所、設計者に裁量を与えることが、国民目線として求められている。裁量を与えてはじめて罰則というものがあると考えている。
- ・今後詳細な議論があると思うが、常に、クライアントが何を求めるか、国民目線でどうあるべきかを考えながら進めていくべき。

○牧村委員（(社) 建築設備技術者協会 会長）

- ・設計業務は専門分化しており、複数の設計者・専門家が業務分担をしながら設計、工事管理をしているのが実態であり、その実態に即した制度設計を行わなければならない。
- ・建築基準法で一番欠けているのは、運用段階で設計者がどう関わっていくかということであり、特に設備の改修に関しては何の規制もない。建築物の利用者は、設備に対して、安全・安心、快適・利便性を期待しており、それに設計者がどう関わっていくかが課題と考えている。
- ・設備設計一級建築士の関与対象建築物をどこまで広げていくかについて、次回、具体的な意見を述べさせていただく。

○谷合委員（弁護士・欠陥住宅関東ネット事務局長）

- ・欠陥住宅による被害は悲惨なものであり、違反建築物ができないようにするため、建築基準法は重要な法律と考えている。基準法に従った設計がなされ、その設計どおりに建築物が建てられることにより、違反建築物が世の中に出てなくなるのが基準法の理想と考えている。
- ・確認審査を緩めることは、慎重に考えるべきである。また、施工段階において基準法に適合していることを点検して、違反しているものはその場で是正させることが必要。違反建築物を建たせないことが消費者の求めている制度と考えている。

- ・消費者が手にする住宅としては4号建築物が多いと思われるので、4号建築物の戸建て住宅に限った特別法の制定について議論してもいいのではないかな。

○櫻井委員（学習院大学 法学部 教授）

- ・姉齒事件を契機とした改正に関わっていたが、当時は、異常な雰囲気の中で、政治の圧力や世論のせめぎ合いの中につくった。必ずしも当時の選択はベストではなく、より賢い選択肢があったと思われるので、冷静に、合理的で中間的な措置を考えることが重要と考えている。
- ・厳罰化とは刑罰を強化することのみではない。改正建築基準法による罰則強化後の刑罰の発動実績はないとの話であり、実際に刑罰は動いていない。そもそも刑罰は謙抑制の議論が前提にあり、発動しないならその方がいいというプリンシプルが支配している。違法行為に対する的確な制裁を行うことが重要で、その制裁は刑罰のみではなく行政上の措置もある。間接罰と直接罰、行政と警察の役割分担を考慮し、適切な役割分担による的確な制裁について合理的に整理をしていただきたい。
- ・経産省の法律は、国交省の法律に比べると非常におおらかにつくっている。これは、法制局の審査する部局が違うことも大きな原因である。国交省の法律は、悪い意味で緻密につくり過ぎているところがあるので、大胆なアイデアも取り入れて考えてもいいのではないかな。
- ・特定行政庁と建築主事、確認検査機関の役割分担については、整理が必要。平成10年改正時に、確認検査機関を採り入れたことと、先般の改正は、矛盾している。確認審査等については、一度民間に振ったはずの責任を特定行政庁に戻しており、建築行政の方向性について疑問を感じている。
- ・確認検査機関における確認審査等を単体規定に限るのであれば、集団規定との関係をどうすべきかを含めて整理することが必要。

○船橋委員（（社）日本損害保険協会 瑕疵担保責任履行検討PT委員）

- ・住宅瑕疵担保履行法における保険制度を安定的にまた永続的に運用するため、建築基準法はどうあるべきか、どこを残すべきかについて議論したい。例えば、住宅の確認審査や現場検査が重要であると認識している。

○橋爪委員（パナソニック(株)本社施設管財グループ チームリーダー）

- ・生産工場を多く有しており、また、年間に数十棟の工場を新築・改修しているため、建築基準法における計画変更の取扱い、ストックの再利用という2点がユーザーの視点からは重要。
- ・計画変更の取扱いについては、引き渡しまでの期間を短縮する観点で重要。
- ・ストックについては、既存不適格の建物に関する増築が課題であり、これをクリアしないと、工場は海外展開せざるを得ないという危機感を持っている。海外との法体系の違いについても考慮して検討すべきと考えている。

○東條委員（（社）日本建築家協会 理事）

- ・現在、建築士は約30万人いるが、先般の建築基準法改正により、構造設計一級建築士・設備設計一級建築士の制度が創設され、それぞれの責任と義務がかなり明確になってきたと考えている。
- ・建築物というのは総合的に多様な職能が集まってつくるものであり、全体を取りまとめる立場の資格も必要と考えている。

○峰政委員（（社）日本建築士会連合会 副会長）

- ・建築士会連合会にはあらゆる建築士が所属しており、約10万人の会員のうち半分が設計や工事監理をやっており、それ以外は施工や行政等をやっている。
- ・建築物は、多様な人が協力してでき上がるものであり、建築士という資格が設計と工事監理という資格を離れて、建築技術全般のいい資格者になってきていると認識している。
- ・そのような立場から、本検討会においては、設計の中に分類されて設計の冒頭で意見を述べることになるが、設計以外の者の意見についても述べたいと考えている。

○高野委員（日本ERI（株）確認検査副本部長）

- ・確認検査機関で70%以上の建築確認を行っている中で、適正な建築確認を行うためには、確認検査機関と特定行政庁との連携が必要。
- ・建築確認は自治事務で、特定行政庁において条例等が複雑になっている状況では、確認検査機関に対してのみでなく、設計者や建築主等に対してもその内容の情報公開を行い、適正に建築確認が行われる状況をつくることが重要。

○河口委員（福岡県建築都市部建築指導課長）

- ・福岡県でも約7割の建築確認が確認検査機関で行われている。行政庁においては、建築確認審査の物件数が少ない割に、確認をおろすのが確認検査機関より遅い状況にあるが、これは、接道等の集団規定に関する相談業務等を行政庁が中心で行っていることによる。
- ・建築確認において、集団規定については行政庁が中心となり、単体規定については確認検査機関が中心となる等の役割分担があってもいいのではないかな。
- ・建築確認と完了検査は確認検査機関でやるが、施工中の計画変更等については建築士の裁量を重視するというような役割分担があってもいいのではないかな。

○岡和田委員（（株）都市居住評価センター構造適合性判定部長）

- ・適判の対象物件というのは、月に1,000件程度であり、建築物全体から見れば数が少ないと考えている。また、構造設計を行っている建築士の数も多くはない。
- ・適判機関としてやりとりするのは、構造設計一級建築士がほとんどであるが、全員が一定のレベルかということ、その中にも差があるのが実情。

- ・同様に、設計者、確認検査機関、構造計算適合性判定機関の中にもレベル差がある。

○山本委員（旭化成エンジニアリング(株)エンジニアリングセンター土木建築部長）

- ・工場、生産空間の考え方というのは、住宅や事務所等とは異なり、荷重が偏在しやすいため、構造計算はどうしてもルート2以上になってしまう。そのため、適判対象となり、審査期間が延びてしまい、投資の判断がしづらくなっている。審査期間の短縮について検討していただきたい。
- ・既存の生産空間の再利用についても課題であり、これはどのメーカーでも同じなので、検討していただきたい。

○加藤委員（横浜市まちづくり調整局指導部建築企画課長）

- ・建築行政は、自治事務であるため、審査機関による判断にばらつきがあり、それが混乱を招いている。
- ・敷地、建築主、設計内容等が千差万別であり、まだ行き届かない状況であるが、行政庁、指定確認検査機関において、全国の会議等を通じて建築基準法や施行令の解釈をなるべく統一化する方向で努力をしている。